

2025 年度前期 日本学生支援機構貸与奨学金 在学採用のしおり

《目次》

I. 貸与奨学金制度について	．．．．． 2 ページ
II. 選考基準	．．．．． 5 ページ
III. 申請手順	．．．．． 6 ページ
IV. 採用後の手続き	．．．．． 9 ページ

— 注意事項 —

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquare に登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office. otaru-uc. ac. jp

申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、奨学生として推薦できない場合があります。

◆奨学金に関する問い合わせ先について

奨学金に関して質問等がある場合は、学生センター窓口（学生支援係）に直接申し出るか、本学 HP に設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。（本学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。）

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www. otaru-uc. ac. jp/ inquiry/ form/>

I. 貸与奨学金制度について

貸与奨学金とは、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものであり、あなたが、将来、返還していく義務を負います。あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

本書類では貸与奨学金制度の一部を抜粋して説明していますので、詳細は、本書類とともに配付している「[2025年度奨学金案内ダイジェスト](#)」及び機構 HP に電子版のみで掲載されている「[2025年度在学者用貸与奨学金案内](#)」（以下「案内」という）の各項目をご確認ください。

○貸与奨学金の種類（原則修業年限の終期まで受けられます）

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込 (上記の奨学金なしでの単独貸与は不可)

第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを「併用貸与」といいます。

○貸与奨学金の金額

種類		自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 貸与月額	最高月額※	45,000円	51,000円
	最高月額以外の月額	30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円
第二種奨学金 貸与月額		20,000～120,000円 (1万円単位で額を選択可能)	
入学時特別増額貸与奨学金（1回限り）		100,000円～500,000円 (10万円単位で額を選択可能)	

※第一種の最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用可能です。家計基準については、「案内」をご確認ください。

日本学生支援機構の「奨学金貸与・返還シミュレーション」により、奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。申込を検討する際の参考にしてください。

【奨学金貸与・返還シミュレーション <https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>】

・ 給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます（これを併給調整といいます）。

この場合、奨学金申込時に選択した月額から調整（減額又は増額）されることとなりますので注意してください（一定の期間0円となる場合もあります）。「案内」を必ずご確認ください。

支援区分	併給調整時の第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯含む全て）	0円	0円
第Ⅱ区分（多子世帯含む全て）	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円（25,000円）	13,800円
第Ⅲ区分（多子世帯）	0円	0円
第Ⅳ区分（多子世帯）	0円	0円
多子世帯	300円	6,300円

・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、併給調整時の第一種奨学金貸与月額が表のカッコ内の金額となります。

○保証制度

貸与奨学金を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。

保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。

選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明した上で選任することをお願いし、承諾をもらってください。

	機関保証制度	人的保証制度
概要	保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度（※1）	連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人にあなたが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度
保証制度変更の有無	人的保証への変更不可	条件を満たせば機関保証へ変更可能
お願いする役割	「本人以外の連絡先」（1人）	「連帯保証人」・「保証人」（各1人）
役割の内容	機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会できる人のことです。 ※保証の義務はありません。	連帯保証人 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。 保証人 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります。

条件	あなたの住所・電話番号等を把握している人にお願ひしてください。	連帯保証人 原則、父母。 保証人 原則、父母以外であなた及び連帯保証人とは別生計の人（おじ・おば・兄弟姉妹等）。 （※2）
採用後に必要な手続き	「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。	「返還誓約書」に署名、実印で押印してもらい、必要書類（印鑑登録証明書や収入に関する証明書類等）を用意してもらう必要があります。 ※貸与中に、奨学金の貸与額・返還額に変動のある変更（月額増額等）の申請をする場合には、その都度、連帯保証人・保証人の自署、実印での押印及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

（※1）機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、差し引き後の金額をあなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生の代わりに保証機関に支払います。保証料金額の目安は**機構 HP** や「案内」を確認してください。

（※2）詳しい選任条件は、「案内」を確認してください。条件に該当する方を選任できない場合や、必要書類を揃えられない場合は、**機関保証に変更してください。**

採用後に、**「返還誓約書」及び必要書類を大学の指定する期日までに提出しなければなりません。期限までに正しく揃えて提出されない場合は、機構から採用を取り消されるとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに機構へ返金していただくこととなります**ので、注意してください。

○申込資格

「案内」をご確認ください。

○在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申請できません。詳細は、「案内」をご確認ください。つまり、在留資格が「留学」の場合は申請できませんので、**本制度では、私費外国人留学生は対象外ということになります。**

Ⅱ. 選考基準

本学に在学している人で、以下の(1)と(2)のいずれにも該当する人が推薦対象となります。よって、全て満たしている方のみが申請できます。

(1) 学力基準 (該当しない人は推薦できません)

種類	対象	基準
第一種 奨学金 のみ 又は 併用貸与	2025年度 入学者 (1年生)	<p>次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。大学での成績が判明している場合は上記に加え、その成績が本人の属する学部の上位1/3以内であること。</p> <p>② 上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者(児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等)であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア. 入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。</p> <p>イ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。</p> <p>③ 高等学校卒業程度認定試験合格者であること。大学での成績が判明している場合は上記に加え、その成績が本人の属する学部の上位1/3以内であること。</p>
	2024年度 以前入学者 (2年生 以上)	<p>次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 本人の属する学部の上位1/3以内であること。</p> <p>② 上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者(児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等)であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア. GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。</p> <p>イ. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。</p> <p>※ 採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。</p> <p>※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすこととなります。</p>
第二種 奨学金 のみ	2025年度 入学者	入学者平均水準以上の学力があること (本学独自の基準として、本学入学を以て可とする)
	2024年度 以前入学者	前年度までに本人が属する学年の標準修得単位数以上の単位を修得していること(本学独自の基準)

※編入学生・再入学生の場合の第一種奨学金の学力基準は別に定める。(個別対応)

区分	標準修得単位数
2年次生	31単位
3年次生	62単位
4年次生	87単位

(2) 家計基準 (該当しない人は採用されません)

収入については、機構に提出されたマイナンバーにより、前期(春採用)では、2023年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が下表に該当するか、機構が判定します。生計維持者の考え方を含めて詳細は、「案内」を確認してください。

種類	家計基準
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額が164,600円以下であること
第一種奨学金	が189,400円以下であること
第二種奨学金	が381,500円以下であること

申請前に、収入基準を満たすかどうか、以下の2通りの方法で確認しておくことをおすすめします。ただし、ご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もありますが、逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

- (1) 「進学資金シミュレーター/奨学金シミュレーション」を使う (機構ホームページ)
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>
- (2) 市町村役場で取得できる課税証明書を使って自分で計算する

Ⅲ. 申請手順

○申請の流れ(「案内」の記載とは一部異なり、本学独自の流れがありますのでご注意ください。)

- (1) 申請関係書類の取得
- (2) 選択事項(貸与月額、振込口座、利率の算定方法、返還方式、保証制度等)の決定
- (3) 各種書類の記入
- (4) 「識別番号(ユーザーID・パスワード)」の受取
- (5) スカラネット入力
- (6) スカラネット入力完了
- (7) インターネットによるマイナンバーの提出
- (8) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

(1) 申請関係書類の取得

学生センター内に以下の書類を設置しておりますので、学生ご自身で書類を取得してください。

- ・「2025年度奨学金案内ダイジェスト」
- ・「スカラネット入力下書き用紙」(以下「下書き用紙」という)
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット以外は、大学 HP からご自身で電子版をダウンロード及び印刷して用意することが可能です。

【掲載場所】

本学ホームページ→「在学生」→「授業料・奨学金」→「奨学金」→「日本学生支援機構 貸与奨学金（学部・大学院）」→「1. 学部生 在学採用申込予定者」

(2) 選択事項（貸与月額、振込口座、利率の算定方法、返還方式、保証制度等）の決定

「案内」の各ページを確認し、予め生計維持者と、内容を決めておいてください。

(3) 各種書類の記入

「下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」等に必要事項を記入し、作成してください。「下書き用紙」について特に間違いが多い内容がありますので、下記の留意点に従って記入を進めてください。

「下書き用紙」の「STEP3 ③あなたの在学情報」については以下のとおり記入してください

【(3) 学部（科）名】 → 「商学部」

【(9) 正規の修業年限】 → 4年0か月

【(10) キャンパス住所】 → 〒047-0034 北海道小樽市緑3丁目5番21号

【(11) （生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している場合のみ） 自宅外住所】

→ 「自宅外通学」となるあなたの現住所を記入・入力してください

※記入・入力するのは実家住所ではありません

(4) 「識別番号（ユーザーID・パスワード）」の受取

「下書き用紙」を学生センター奨学金担当窓口へ持参してください。スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザーID・パスワード）」を交付しますので、持参した「下書き用紙」にご自身で転記して持ち帰っていただきます。

なお、「案内」に記載されている【該当者のみ】の書類（外国籍、社会的養護を必要とする人、マイナンバーを提出できない人 等に係る書類）については、ご自身が提出対象となる場合に、別途、学生センター奨学金担当窓口へ相談してください。

(5) スカラネット入力

提出期限（後述のスケジュール参照）までに、スカラネットにより入力を行ってください。入力は、「下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が入力することになります。生計維持者等に入力を任せることは認められませんので、「下書き用紙」の段階で必要事項を確認しておいてください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込 ID」及び「初期パスワード」も必要となります。スカラネットによる入力手順は、「案内」を参照してください。

(6) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「下書き用紙」1ページ目の欄に転記してください。

(7) インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します。提出手順は、「案内」を参照してください。

(8) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後1週間以内に、大学ではなく、専用の封筒で直接機構に簡易書留で郵送します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

○提出期限・初回振込（採用）スケジュール

	各種提出・完了期限			初回振込日	採用区分
	(4) 「識別番号」の受取	(5) スカラネット入力	(8) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送（機構必着）		
第1回	4月18日（金）	4月25日（金）	4月30日（水）	6月11日（水）	6月採用
第2回	5月20日（火）	5月25日（日）	5月31日（土）	7月11日（金）	7月採用

なお、特別な事情（病気等）を除き、原則、上記期間を超えて提出・入力することを認めません。特別な事情があった者は、その詳細な理由とともに速やかに学生センター窓口（学生支援係）へ申し出てください。

○学生センター窓口開放時間

月曜日～金曜日	授業のある期間	8：30～12：00、13：00～19：30 ※ただし、17：15～19：30 は夜間主コース学生の講義に関すること等の専用窓口であり、奨学金担当者は原則不在
	授業のない期間	8：30～12：00、13：00～17：15
土曜日・日曜日・祝日・年末年始	閉鎖	

※授業のない期間とは、夏季、冬季、春季休業や臨時休業及び定期試験期間のうち夜間主コースの試験のない日などです。

IV. 採用後の手続き

採用者は、決定通知の前にまず初回振込日に奨学金の振込があります（原則、毎月11日振込）。不採用の場合又は機構にて審査に時間を要し採用保留状態のときは振込がありません。その後、機構から採用決定に伴う書類（奨学生証等）が大学へ到着しますので、以下の時期にメール通知及び説明会を開催します。説明会の具体的な日程は、メール通知に記載します。

説明会では、採用決定に伴う書類を交付し、この後、大学に対して提出が必要な書類を含む事項を、採用者へ説明します。必ずメール通知を確認の上、説明会に出席してください。

採用区分	採用メール通知時期	採用者説明会開催時期
6月採用	6月下旬	6月下旬～7月上旬
7月採用	7月中旬～下旬	7月下旬

その他、採用決定後の概要は「案内」を確認してください。採用以降も、電子媒体による毎年の手続き等がありますので、本しおり冒頭に記載のとおり、大学からの連絡には、速やかに対応してください。